

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人肥料経済研究所（以下「研究所」という）の役員に支給する報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程に基づき役員報酬の支給を受ける者は研究所定款第26条に定める常勤役員とする。

### (報酬の額)

第3条 全常勤役員報酬の年間総額の上限は850万円とする。また、各常勤役員報酬額は役員経歴、業績、研究所の財政状況等を考慮して決定する。

### (報酬の範囲)

第4条 常勤役員報酬は、毎月その12分の1に相当する額を支給する。

### (その他)

第5条 第3条の規程にかかわらず、その報酬の支給により、研究所の運営に支障を及ぼす恐れがあると判断されるとき、または、その他必要があると認められるときは、理事会に諮り、その報酬の年間総額を決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

## 役員退職金規程

### ( 総則 )

第1条 この規程は、一般財団法人肥料経済研究所（以下「研究所」という）の常勤役員に適用する。

### (退職金の支払い方法)

第2条 退職金手当ての支払いは、常勤役員辞任後、法令等により退職手当てから控除すべき額を控除した金額を本人に支払う。

### ( 退職金の額 )

第3条 退職金手当ての額は、

- (1) 常勤役員に60歳までに就任し、かつ、退職する場合は、退職時までの各年の年間報酬額の6分の1の額を、経過年数期間について総和した額とする。
- (2) 常勤役員に60歳を超えて就任し、それ以降に退職する場合は、退職時までの各年の年間報酬額の12分の1の額を、経過年数期間について総和した額とする。
- (3) 常勤役員に60歳までに就任し、60歳を超えて退職する場合は、(1)の額に(2)の額を加算した額とする。
- (4) 在職年数が1年に満たない場合は、月割り計算とする。
- (5) なお、上記必要額については、退職給与引当金として計上する。

### (その他)

第4条 第3条の規程にかかわらず、その退職金支給により、研究所の運営に支障を及ぼす恐れがあると判断されるとき、その他必要があるとみとめるときは、理事会に諮り決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。